

地域包括福祉支援センター ショートステイ おかりや 利用料金表

(令和8年6月1日改正)

(1) 介護給付対象利用料金

<①介護サービスに係る基本料>

要介護度	1日当たりの利用料金	1日当たりの自己負担額(1割負担)	1日当たりの自己負担額(2割負担)	1日当たりの自己負担額(3割負担)
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

<②加算料金Ⅰ> ご利用者全員に適用される項目

項 目	1割負担	2割負担	3割負担	適用要件(概略)
看護体制加算Ⅰ	4円	8円	12円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	8円	16円	24円	看護体制加算Ⅰの要件に加え、医療機関等と24時間連絡できる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅲ	15円	30円	45円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数を最低基準より1以上上回って配置し、喀痰吸引等業務の登録を受けている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	36円	54円	介護職員に対する介護福祉士の占める割合が60%の実績であった場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□	所定金額に17.6%を乗じた金額			

<③加算料金Ⅱ> ご利用者個別に提供される項目

項 目	1割負担	2割負担	3割負担	要 件
個別機能訓練加算	56円	112円	168円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を重視した個別機能訓練計画を作成し、定期的に評価を行っている場合
医療連携強化加算	58円	116円	174円	(事業者側の要件) 看護体制加算Ⅱの要件に加え、看護職員による定期巡視を行っている場合 (利用者側の要件) 特定の医療行為等が行われている場合 ※内容については担当相談員にご確認ください
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	6円	9円	認知症実践リーダーを配置している場合
緊急短期入所受入加算	90円	180円	270円	ご利用者の状態やご家族の事情等により、介護支援専門員が必要と認め、居宅サービス計画にない短期入所生活介護を緊急に行った場合 基本は7日(最大14日)まで算定可能
在宅中重度受入加算	413円	826円	1,239円	ご利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所にご利用者の健康上の管理を行わせた場合
療養食加算	8円	16円	24円	医師の指示(食事箋)に基づき、管理栄養士がカロリーや食材、形態等を考慮した食事を提供した場合(腎臓食、糖尿食、潰瘍食など)
送迎加算	184円	368円	552円	事業実施地域において、ご利用者に対して送迎を行う場合 <事業所から片道概ね10kmを超える送迎については、送迎加算に加え、1kmにつき200円(税込)を加算した金額を負担していただく事になります>

※人員配置の変更や制度改正等により料金の変更や算定できる加算が追加される場合がございます。その際には、ご利用者、ご家族に連絡、説明を行い、同意を得るものとします。(加算料金Ⅰ、Ⅱ共通)

## (2) 介護給付対象外利用料金

項 目		利用者負担区分	自己負担額
居住費	1日につき (光熱水費含む)	利用者負担第4段階の利用者	2,100円
		利用者負担第3段階の利用者	880円
		利用者負担第2段階の利用者	480円
		利用者負担第1段階の利用者	380円
食費 (おやつ代 含む)	朝食：350円 昼食：650円 夕食：650円	利用者負担第4段階の利用者	1,650円
		利用者負担第3段階②の利用者	1,300円
		利用者負担第3段階①の利用者	1,000円
		利用者負担第2段階の利用者	600円
		利用者負担第1段階の利用者	300円
各種嗜好品			実 費
教養娯楽費及び材料費			実 費

※利用者負担段階とは

ご利用者の所得(世帯ごと)に応じ、居室代(居住費)、食費について負担上限額(負担限度額)が4段階に区分されており、住所地の市町に申請することで対象者はその費用の負担額が軽減されます。

○料金例(要介護3、個別加算なし、負担4段階、1割負担の方の場合の1日の利用料金)

①基本料745円 + ②加算料金Ⅰ45円 + 居住費2,100円 + 食費1,650円 +  
②介護職員等処遇改善加算Ⅰ約139円 = 約4,679円